島根林業魅力向上プログラム実施要領

平成30年3月7日付け林第1094号 制 定 令和 2年3月3日付け林第1059号 一部改正

第1 島根林業魅力向上プログラムの目的

林業事業体の体質強化のためには、林業事業体が自ら示す原木増産、林業就業者の増員、 伐採と再造林の連携等の経営方針や、職員の福利厚生制度等の充実などによる職場の魅力 アップ活動、また、昇給昇任等のキャリアアップシステムの導入等を含めた労働条件の改 善などが必要であり、島根林業魅力向上プログラム(以下「プログラム」という。)はこれら課題に官民一体となって取り組んでいくことを目的とする。

なお、プログラムに参画し登録された事業体については、平成30年2月6日付け29 林政経第316号林野庁長官通知「林業経営体の育成について」における「意欲と能力の ある林業経営体」へと育成を図る林業経営体とみなすこととする。

また、経営体質強化や事業規模拡大等に対し、集中的な支援を行うものとする。

第2 林業事業体の登録

- (1) 林業事業体は、第3に定めるプログラムへの参画を申請し、別表の登録基準により 審査の上、島根県知事(以下「知事」という。)の登録を受けることができるものとする。
- (2) 前項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

第3 参画の申請

- (1) 第2(1) の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる①~⑤の事項等を記載した別紙様式1のプログラム参画申請書及び様式6のコンプライアンスの確保に関する誓約書を知事に提出するものとする。
 - ①経営方針
 - ②事業体の魅力アップ
 - ③林業就業者のキャリアアップシステム
 - ④しまね林業士資格試験エントリー計画
 - ⑤コンプライアンスの確保に関する誓約書
 - *⑤については、森林経営管理法に基づき知事に選定された民間事業者(意欲と 能力のある林業経営者)は提出不要

なお、④のしまね林業士資格試験エントリー計画については、別途定める、しまね林業 士制度(資格試験)実施要領に基づくものとする。

第4 登録の実施

- (1) 知事は第3による申請があった場合において、当該申請の内容が別表の申請事項及び登録基準等に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式2の島根林業魅力向上プログラム登録事業体名簿に登録し、名簿を島根県ホームページにより公表するものとする。
 - ①登録番号及び登録年月日
 - ②登録情報の変更年月日
- ③事業体名、代表者職氏名、主たる事務所の所在地、連絡先、業務エリア なお、上記①~③以外の申請内容の情報開示については、登録申請者の了承をもって行 うものとする。
- (2) 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式3により登録申請者に通知するものとする。

第5 変更の届出

- (1) 名簿に登録された林業事業体(以下「登録事業体」という。)は、第3により申請した内容に変更があったときは、別紙様式4により知事に届け出るものとする。
- (2) 知事は前項の規定による届出があった場合において、その内容が登録基準等に適合すると認めるときは第4に準じて登録するものとする。

第6 取組推進と進捗状況の把握

- (1)農林振興センターの所長等(以下「センター等」という。)は、登録事業体の取組を推進するための働きかけや情報提供を行う。
- (2) センター等は、登録事業体の取組状況について、別途定める様式等により把握に努める。また、前年度の取組状況を次年度4月末までに取りまとめ、知事に報告する。なお、登録事業体は、センター等の取りまとめに協力する。

第7 登録の抹消

- (1) 知事は、登録事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。
- ①登録事業体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散 等が確認された場合。
 - ②登録事業体からの申し出があった場合
 - ③登録又は変更登録の内容に齟齬等が確認された場合
 - ④第6の規定に基づく達成状況報告を行わない場合
 - ⑤達成状況が特段の理由もなく著しく低調な場合
 - ⑥コンプライアンスが確保されていないと見なされる場合
- なお、⑤の特段の理由とは、登録事業体の責めに帰すことができない社会的又は経済的 環境の変化等とし、著しく低調とは各年度の数値実績が計画の5割未満、又はプログラム

に基づく取組みが未実施の場合とする。

(2) 知事は、前項の規定による登録の抹消をしたときは、遅滞なくその旨を別紙様式5により登録事業体に通知するものとする。

「島根林業魅力向上プログラム」申請事項及び登録基準等

申請事項	登録基準等
基本情報	
・林業事業体(林業経営体)の名称	林業事業体(林業経営体)であること
・代表者職氏名	(委託・請負による事業実施者や個人も含む)
・主(従) 事務所所在地(連絡先)	島根県内であること
・事業エリア	島根県内であること
1 経営方針	
(1)経営方針	
①事業量等拡大方針	①適切な内容となっていること。
②処遇改善方針	②適切な内容となっていること。
③経営指標	③売上高(取扱高)、収益率、労働生産性、
	コスト削減率等々、事業体独自の目標が適切
	に設定されていること。
(2)原木増産・造林計画	
①原木生産量	①原木生産、造林実績の証明できる資料を添
	付し、原木生産目標が申請前年度末値以上と
	なっていること(但し、申請前年度末原木生
	産量が 5,000 ㎡未満の場合は 3 年後に概ね 1 割
	以上増加させる目標となっていること)。
②原木供給先	②原木供給先には、供給先(発電所等含む)
	との安定供給協定等に基づくものがあること
	(3年後までの予定でも可)
③造林面積	③実績等から適切な内容となっていること。
(3) 伐採・造林の連携	
①連携事業体名	①伐採又は造林で何らかの形で連携する事業
	体があること(森林組合は複数あること、ま
	た、伐採から造林が同一事業体の場合はその
	旨の記載があること) (3年後までの予定で
②連携内容	も可)。
③協定、一貫作業	②連携内容が記載されていること。
	③県の定めるガイドラインに基づく、協定か
	一貫作業の実施を有すること (3年後までの
	予定でも可)。
(4) 主な林業機械の保有状況	事業規模に見合った林業機械を有しているこ
	と(3年後までの予定でも可)。
(5) 生産管理	作業システムのコスト分析等生産管理を実施

	1
	していること(3年後までの予定でも可)。
(6) 增員計画	常勤雇用目標合計が申請前年度末値以上とな
	っていること(但し、高性能林業機械の導入、
	一貫作業等生産性の向上により、原木生産・
	造林目標が達成可能な場合はこの限りではな
	い)。また、原木生産量、造林量に見合った
	人数になっていること。
2 事業体の魅力アップ	
(1) 就労環境改善	就労環境改善、労働条件改善のための新たな
(2) 労働条件改善	取り組みや、既存の取り組みの強化拡充(労
	働安全対策は必須)が(1)(2)合わせて
	3つ以上計画されていること(原則として3
	年以内に導入し、取り組みが広くPRされる
	こと)
3 林業就業者のキャリアアップシステ	<u>ل</u>
(1) しまね林業士制度を取り入れたキ	適切な内容となっていること。
ャリアアップの基本方針	
(2) しまね林業士に期待する役割	適切な内容となっていること
(3)キャリアアッププログラム(現状)	キャリアアッププログラムの現状が記載され
	ていること。
(4) キャリアアップ改善プログラム	しまね林業士制度が改善プログラムのどこか
	で運用されていること (しまね林業士以外の
	改善プログラムが申請時点で計画できない場
	合は現状を記載し、適宜変更で対応するこ
	と)。
4 しまね林業士資格試験エントリー	毎年度いずれかの資格にエントリーすること
計画	(初級、中級、上級それぞれからのエントリ
	一も可)。
5 コンプライアンスの確保	法令に違反し、役員等の逮捕や逮捕を経ない
	で公訴を提起されたときから1年以上を経過
	していること。
	万が一法令に違反し、事案が重大・悪質な場
	合であっても、再発防止策が確実に行われる
	こと。
	国、都道府県又は市町村から入札参加資格の
	指名停止を受けた者でないこと。
	森林経営が適切に行うことができない又は森
	林の経営管理に関し若しくは不誠実な行為を
	行うおそれがないこと。

上記のほか、別紙様式1のプログラム参画申請書記載例を参考に各事業体が独自に作成すること。

なお、別紙様式1の記載例のキャリアアップ改善プログラムの部分についてはモデルプログラムとしているので作成の参考にされたい。

島根林業魅力向上プログラム(しまね林業士制度)参画申請書

申請年月日	年 月 日						
事業体名		代表者職氏名	主(従)事務所 在地(連絡先)	/)	対応可能な 業務エリア	

1. 経営方針

	(1)経営方針						産・造林計画	年度末 (申請前年度末)	年度	年度	年度 (目標)
③経営指 ①事業量等						①原木生	産量(m³)				
拡大方針						安定供給協定に基づ	:供給先 うく供給がある場合は :印				
②処遇改善 方針	処遇改善 方針						③造林面積(ha)				
(3) 伐採・造林の連携 (4) 主な林業機械の保有状況				(6)增員計画		常勤雇用					
①連携事業体名				年度末 (申請前年度末)	年度(目標)	(0)	语其前四	年度末 (申請前年度末)	年度	年度	年度 (目標)
②連携内容							原木生産				
②建携内谷						技能(現場) 造林					
③協定‧一貫作業				(5) 生産管理(作業シ ステムのコスト分析等) 実施の有無	実施中 実施予定(年度)	合計					

■登録基準等

- ・経営指標については、売上高(取扱高)、収益率、労働生産性、コスト削減率等々事業体独自に目標を設定すること。
- ・原木生産・造林実績の証明できる資料を添付し、原木生産目標が申請前年度末値以上となっていること(但し、申請前年度末原木生産量が5000㎡未満の場合は3年後に概ね1割以上増加させる目標となっていること)。
- ・原木供給先には、供給先(発電所等含む)との安定供給協定等に基づくものがあること(3年後の予定でも可)。
- ・伐採又は造林で何らかの形で連携する事業体があること(森林組合は複数あること、また伐採から造林が同一事業体の場合はその旨連携内容に記載)、及び県の定めるガイドララインに基づく、協定か一貫作業の実施を有すること(3年後の予定でも可でその旨記載)
- ・作業システムのコスト分析等生産管理を実施していること (3年後の予定でも可でその旨記載)。

(原木生産、造林いずれかの事業を実施していない場合は、該当項目の記入の必要はなし)

・常動雇用目標合計が申請前年度末値以上となっていること(但し、高性能林業機械の導入、一貫作業等生産性の向上により原木生産・造林目標が達成可能な場合はこの限りではない)また、原木生産量、造林量に見合った人数になっていること。

2. 事業体の魅力アップ

(1) 就労環境改善	ホー チョ 域・ 厚・ シン	就労環境改善取り組み事例) 一ムページ開設、社会貢献(寄付やボランティア活動)、制服や キンソー等支給、事務室改装、休憩・シャワー室完備、祭り等地 イベントへの参画、健康・体力づくり、サークル活動、各種福利 生助成金支給、社員旅行、女性の積極的採用、ワークライフバラ 次の推進、社会人・コミュニケーション等各種研修、各種技術資 の取得支援、メンター(指導・相談者)制度 等	(2) 労働条件改善		《労働条件改善取り組み事例》 月給制導入、ベースアップ、昇給率アップ、賞与、通勤手当、家族 手当、住居手当、動労手当、退職手当、危険作業手当、技術資格手 当、就業・生活資金貸付、赴任旅費、各種休暇拡大、能力評価制度 導入 等
---------------	----------------------------	--	---------------	--	--

■登録基準等

・就労環境改善、労働条件改善のための新たな取り組みや、既存の取り組みの強化拡充(労働安全対策は必須)を合わせて3つ以上計画すること。(原則として3年以内に導入し、取り組みが広くPRされること)

3. 林業就業者のキャリアアップシステム			
(1) しまね林業士を取り入れたキャリアアップの基本方針(各事業体の実情に応じて記載する)			
(a) 1 + 1 + + + 1 - + + 7 (0.m)			
(2) しまね林業士に期待する役割			
(3)キャリアアッププログラム(現状)※必要に応じて資料を添付	現状	年度	
		•	

技能職員 年代 又は 経験年数						管理職員(経営者等役職員は除く)					
1 カ月平均給与 (千円)	役職	能力資格	手当	特記事項	1 カ月平均給与 (千円)	役職	能力資格	手当	特記事項		
	1カ月平均給与(千円)	1 カ月平均給与 役職									

- ・現状のキャリアアッププログラムの記載(見える化)は必須とする
- ・能力資格の欄は試験を伴うような資格とする

(4) キャリアアップ改善プログラム (記載例=モデルプログラムを参考に、(1) の基本方針に即して作成 ※賃金・手当部分はあくまでイメージでモデルではない)

運用開始目標年度 年度

年代			技能職員			管理職員(経営者等役職員は除く)				
年代 又は 経験年数	1 カ月平均給与 (千円)	役職	能力資格	能力資格手当等 処遇改善内容	特記事項	1 カ月平均給与 (千円)	役職	能力資格	能力資格手当等 処遇改善内容	特記事項

■登録基準等

- ・しまね林業士制度については改善プログラムのどこかで運用すること。
- ・しまね林業士の資格取得を促す以外の改善プログラム(ベースアップや新たな手当等の処遇改善)が申請時点で計画できない場合は現状を記載し、適宜変更で対応すること。

4. しまね林業士資格試験エントリー計画

単位:人

資格名称	経験年数目安		技能職員	管理職員(経営者等役職員は除く)			
具怕石柳	作款 一	年度	年度	年度	年度	年度	年度
准しまね林業士	4年以上						
しまね林業士(初級)	10年以上						
しまね林業士(中級)	15年以上						
しまね林業士(上級)	25年以上						

- ・毎年度いずれかの資格にエントリーすること。
- ・初級、中級、上級それぞれからのエントリーも可(受験手続は別途あり)。

島根林業魅力向上プログラム(しまね林業士制度)参画申請書(記載例)

申請年月日	30年 4月 1日						
事業体名	島根森林組合	代表者職氏名	代表理事組合長 島根太郎	主(従)事務所所在地(連絡先)	島根県○○市○○町○○番 (○○○○一○○一○○○)	対応可能な 業務エリア	島根市を主体に県 内全域

1. 経営方針

		(1) {	経営方針			(2)原木増	(2)原木増産・造林計画 H29年度末 (申請前年度末) H30年度 H31年度			H32年度 (目標)	
・島根森林組合経営ビジョンに基づき、路網整備や高性能林業機械の追加 導入により、一層の原木増産を進め、組合員への収益還元を拡大する。 ・原木の安定供給協定先を新たに開拓する。 ・足間本材生産事業体との連進等により、再造材を拡大する。 ・足間本材生産事業体との連進等により、再造材を拡大する。						①原木生產	産量(m³)	5, 000	6, 000	7, 000	8, 000
①事業重寺 拡大方針 ・民間木材生産事業体との連携等により、再造林を拡大する。 ・就労環境改善を進め、就業者の確保・定着による増員を図る。 H32年度の取扱 対H29年度1209 する。						安定供給協定に基づ	:供給先 うく供給がある場合は ・印	原木市場	原木市場 合板工場 <i>☆</i>	原木市場 合板工場☆ チップエ場☆	原木市場 合板工場☆ チップエ場☆ 製材所☆
・伐採業者との連携協定による再造林地の安定確保や、事業地毎の最適作業システムの選択等 ②処遇改善 方針 により、営業や作業の効率化を進め、就業者の処遇改善に還元する。						③造林面	ī積(ha)	10	20	30	40
(3) 伐採・造林の連携 (4) 主な林業機械の保有状況					械の保有状況	常勤雇用					
①連携事業体名	松江林業	出雲林産	雲南造林	H29年度末 (申請前年度末)	H32年度 (目標)	(6) 1	语其前 凹	H29年度末 (申請前年度末)	H30年度	H31年度	H32年度 (目標)
②連携内容	· 伐採、搬出、地拵	・伐採地確保(出雲 林産) ・伐採、搬出、地拵	・伐採地確保(雲南 造林) ・伐採、搬出、地拵	スイングヤーダ1台 プロセッサ1台	スイングヤー1台 集材機1台		原木生産	8	10	12	14
少连扬内谷	え、苗運搬(松江林 業) ・植栽(組合)	え、苗運搬 (出雲林産) ・植栽(組合)	え(組合) ・苗運搬・植栽(組 合)	フォワーダ1台	プロセッサ2台 フォワーダ2台	技能(現場) 職員総数	造林	10	11	12	13
③協定・一貫作業	協定·一貫作業	一貫作業	協定·一貫作業 (H32予定)	(5) 生産管理(作業シ ステムのコスト分析等) 実施の有無	実施中実施予定(年度)		合計	18	21	24	27

■登録基準等

- ・経営指標については、売上高(取扱高)、収益率、労働生産性、コスト削減率等々事業体独自に目標を設定すること。
- ・原木生産・造林実績の証明できる資料を添付し、原木生産目標が申請前年度末値以上となっていること(但し、申請前年度末原木生産量が5000㎡未満の場合は3年後に概ね1割以上増加させる目標となっていること)。
- ・原木供給先には、供給先(発電所等含む)との安定供給協定等に基づくものがあること(3年後の予定でも可)。
- ・伐採又は造林で何らかの形で連携する事業体があること(森林組合は複数あること、また伐採から造林が同一事業体の場合はその旨連携内容に記載)、及び県の定めるガイドララインに基づく、協定か一貫作業の実施を有すること(3年後の予定でも可でその旨記載)
- ・作業システムのコスト分析等生産管理を実施していること (3年後の予定でも可でその旨記載)。
- ・常動雇用目標合計が申請前年度末値以上となっていること(但し、高性能林業機械の導入、一貫作業等生産性の向上により原木生産・造林目標が達成可能な場合はこの限りではない)また、原木生産量、造林量に見合った人数になっていること。

(原木生産、造林いずれかの事業を実施していない場合は、該当項目の記入の必要はなし)

2. 事業体の魅力アップ

(1) 就労環境改善	・装備品 (チェンソー・刈払い機) の支 ・業務改善提案制度導入 ・労働安全表彰制度導入	〈就労環境改善取り組み事例〉 ホームページ開設、社会貢献(寄付やボランティア活動)、制服や チェンソー等支給、事務室改装、休憩・シャワー室完備、祭り等地 域イベントへの参画、健康・体力づくり、サークル活動、各種福利 厚生助成金支給、社員旅行、女性の積極的採用、ワークライフパラ ンスの推進、社会人・コミュニケーション等各種研修、各種技術資 格の取得支援、メンター(指導・相談者)制度 等	(2) 労働条件改善		〈労働条件改善取り組み事例〉 月給制導入、ベースアップ、昇給率アップ、賞与、通動手当、家族 手当、住居手当、動労手当、退職手当、危険作業手当、技術資格手 当、就業・生活資金貸付、赴任旅費、各種休暇拡大、能力評価制度 導入 等
---------------	--	---	---------------	--	--

■登録基準等

・就労環境改善、労働条件改善のための新たな取り組みや、既存の取り組みの強化拡充(労働安全対策は必須)を合わせて3つ以上計画すること。(原則として3年以内に導入し、取り組みが広くPRされること)

3. 林業就業者のキャリアアップシステム

- (1) しまね林業士を取り入れたキャリアアップの基本方針(各事業体の実情に応じて記載する)
- ・技能職員については雇用後フォレストワーカー研修を3年間受講し、経験年数4年経過者は、准しまね林業士資格試験を促す。
- ・管理職員については雇用後4年目までのところで森林施業プランナーの資格を取得する。
- ・技能職員、管理職員において、経験年数10年経過者は、班長、係長等の補佐役として、しまね林業士初級受験を促す。
- ・技能職員、管理職員において、経験年数15年経過者は、フォレストリーダー研修への参加と、しまね林業士中級受験を促し、資格取得者については班長・係長級昇任を考慮する。
- ・技能職員、管理職員において、経験年数25年経過者は、フォレストマネージャー研修への参加と、しまね林業士上級受験を促し、資格取得を統括班長・課長級昇任の条件とする。
- (2) しまね林業士に期待する役割
- ①事業体間の連携による事業量確保
- 2リーダーシップの発揮による安全確保と仕事の適正な割り振り
- ③適切な進捗管理と一層の低コスト化への試行錯誤
- ④地域の諸課題への積極的な貢献

(3) キャリアア	ッププログラム(現	現状 平成2				平成29年度				
年代			技能職員				管理職員(経営者等役職員は除く)			
年代 又は 経験年数	1 カ月平均給与 (千円)	役職	能力資格	手当	特記事項	1カ月平均給与 (千円)	役職	能力資格	手当	特記事項
10代~20代 1 年~9年	(初任給) (150~200) 150~250					(初任給) (150~200) 150~250	技師級			
30代 10年~14年	250~300					250~300	主任級			
40代 15年~24年	300~350	班長		班長手当 月1万円		300~350	係長級			
50代 25年以上	350∼400					350~400	課長・所長級		管理職手当 基本給の7%	
60 / t	250~300					250~300				

- ・現状のキャリアアッププログラムの記載(見える化)は必須とする
- ・能力資格の欄は試験を伴うような資格とする

(4)キャリアアップ改善プログラム

(記載例=モデルプログラムを参考に、(1)の基本方針に即して作成 ※賃金・手当部分はあくまでイメージでモデルではない)

平成32年度

年代 又は			技能職員			管理職員(経営者等役職員は除く)				
経験年数	1カ月平均給与 (千円)	役職	能力資格	能力資格手当等 処遇改善内容	特記事項	1カ月平均給与 (千円)	役職	能力資格	能力資格手当等 処遇改善内容	特記事項
10代~20代 1 年~9年	(初任給) (160~210) 160~260	フォレスト ワーカー	准しまね林業士	有資格者は基本給の 1% 又は月2千円を支給	緑の雇用事業活用	(初任給) (160~210) 160~260	技師級	森林施業 プランナー	有資格者は基本給の 1% 又は月2千円を支給	
30代 10年~14年	260~310	副班長	しまね林業士 (初級)	有資格者は基本給の 2% 又は月5千円を支給		260~310	主任級	しまね林業士 (初級)	有資格者は基本給の 2% 又は月5千円を支給	
40代 15年~24年	310~360	班長 フォレスト リーダー	しまね林業士 (中級)	有資格者は基本給の 3% 又は月10千円を支給	資格取得を昇任基準 として考慮する	310~360	係長級	しまね林業士 (中級)	有資格者は基本給の 3% 又は月10千円を支給	資格取得を昇任基準 として考慮する
50代 25年以上	360~410	統括班長 フォレスト マネージャー	しまね林業士(上級)	有資格者は基本給の 5% 又は月20千円を支給	資格取得を昇任基準 の条件とする	360~410	課長・所長級	しまね林業士 (上級)	有資格者は基本給の 5% 又は月20千円を支給	資格取得を昇任基準 の条件とする
60代	250~300	再任用 若手育成スタッフ				250~300	再任用or嘱託			

■登録基準等

- ・しまね林業士制度については改善プログラムのどこかで運用すること。
- ・しまね林業士の資格取得を促す以外の改善プログラム(ベースアップや新たな手当等の処遇改善)が申請時点で計画できない場合は現状を記載し、適宜変更で対応すること。

4. しまね林業士資格試験エントリー計画

単位:人

資格名称	経験年数目安		技能職員		管理職員(経営者等役職員は除く)			
具指右柳	一种数十数日女	H30年度	H31年度	H32年度	H30年度	H31年度	H32年度	
准しまね林業士	4年以上	2	3	4				
しまね林業士(初級)	10年以上	3	4	5	2	2	2	
しまね林業士(中級)	15年以上	2	2	3	1	1	1	
しまね林業士(上級)	25年以上	0	1	1	0	1	1	

- 毎年度いずれかの資格にエントリーすること。
- ・初級、中級、上級それぞれからのエントリーも可(受験手続は別途あり)。

しまね林業士制度を取り入れたキャリアアップモデルプログラム

1. しまね林業士制度を取り入れたキャリアアップシステムの概要

- ・技能職員については雇用後フォレストワーカー研修を3年間受講し、経験年数4年経過者は、准しまね林業士資格試験を促す。
- ・管理職員については雇用後4年目までのところで森林施業プランナーの資格を取得する。
- ・技能職員、管理職員において、経験年数10年経過者は、班長、係長等の補佐役として、しまね林業士初級受験を促す。
- ・技能職員、管理職員において、経験年数15年経過者は、フォレストリーダー研修への参加と、しまね林業士中級受験を促し、資格取得者については班長・係長級昇任を考慮する。
- ・技能職員、管理職員において、経験年数25年経過者は、フォレストマネージャー研修への参加と、しまね林業士上級受験を促し、資格取得を統括班長・課長級昇任の条件とする。

2. キャリアアップモデルプログラム

年代 又は			技能職員			管理職員(経営者等役職員は除く)					
又は 経験年数	1 カ月平均給与 (千円)	役職	能力資格	能力資格手当等 処遇改善内容	特記事項	1 カ月平均給与 (千円)	役職	能力資格	能力資格手当等 処遇改善内容	特記事項	
10代~20代 1 年~9年	(初任給) (000~000) 〇〇〇~〇〇〇	フォレスト ワーカー	准しまね林業士	有資格者は基本給の 〇% 又は月〇千円を支給		(初任給) (000~000) 〇〇〇~〇〇	技師級	森林施業 プランナー	有資格者は基本給の 〇% 又は月〇千円を支給		
30代 10年~14年	000~000	副班長	しまね林業士(初級)	有資格者は基本給の 〇% 又は月〇千円を支給		000~000	主任級	しまね林業士(初級)	有資格者は基本給の 〇% 又は月〇千円を支給		
40代 15年~24年	000~000	班長 フォレスト リーダー	しまね林業士 (中級)	有資格者は基本給の 〇% 又は月〇千円を支給	資格取得を昇任基準 として考慮する	000~000	係長級	しまね林業士(中級)	有資格者は基本給の 〇% 又は月〇千円を支給	資格取得を昇任基準 として考慮する	
50代 25年以上	000~000	統括班長 フォレスト マネージャー	しまね林業士 (上級)	有資格者は基本給の 〇% 又は月〇千円を支給	資格取得を昇任基準 の条件とする	000~000	課長・所長級	しまね林業士(上級)	有資格者は基本給の 〇% 又は月〇千円を支給	資格取得を昇任基準 の条件とする	
60代	000~000	再任用 若手育成スタッフ				000~000	再任用or嘱託				

※能力資格とは試験を伴うような資格とする

島根林業魅力向上プログラム登録事業体名簿

様式2

島根県

登録番号	登録年月日	登録情報の変更年月日	事業体名	代表者職氏名	主たる事務所の所在地	連絡先	業務エリア

島根林業魅力向上プログラム登録事業体名簿への登録通知書

年 月 日

殿

島根県知事

年 月 日付けで参画申請のあった島根林業魅力向上プログラムについて、登録事業体名簿に登録したので通知します。

島根林業魅力向上プログラム変更届出書

年 月 日

島根県知事 殿

所在地名 称代表者氏名

年 月 日付けで登録された島根林業魅力向上プログラムについて、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容(別添のとおり) ※島根林業魅力向上プログラム参画申請書の朱書修正等により変更内容を記載
- 2 変更の理由

島根林業魅力向上プログラム登録事業体名簿の登録取消通知書

年 月 日

殿

島根県知事

年 月 日付けで登録した貴殿の島根林業魅力向上プログラム登録事業体名簿は下記の理由により、その登録を取り消したので通知します。

記

取消の理由

コンプライアンスの確保に関する誓約書

年 月 日

島根県知事 殿

所在地 名 称 代表者氏名

コンプライアンスの確保に関する誓約書

私は、島根林業魅力向上プログラムへの参画に際し、コンプライアンスの確保について、 下記のとおり誓約します。

記

- 1. 法令を遵守します。
 - ・私は、1年以内に、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者ではありません。
 - ・万が一、重大・悪質な事案が発生した場合は、再発防止に向けた取組を確 実に実施します。
- 2. 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けていません。
- 3. 伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン(島根県)に沿った取組を推進します。
- 4. 森林の経営管理を適切に行い、森林所有者や関係者に対し誠実な行動に努めます。